

第4章 環境施策と市、市民、事業者の取組



基本目標1 脱炭素社会(ゼロカーボンシティ)

脱炭素に向けた取組を推進する地球にやさしいまち

関連するSDGs



1-1 地球温暖化対策の推進

現況と課題

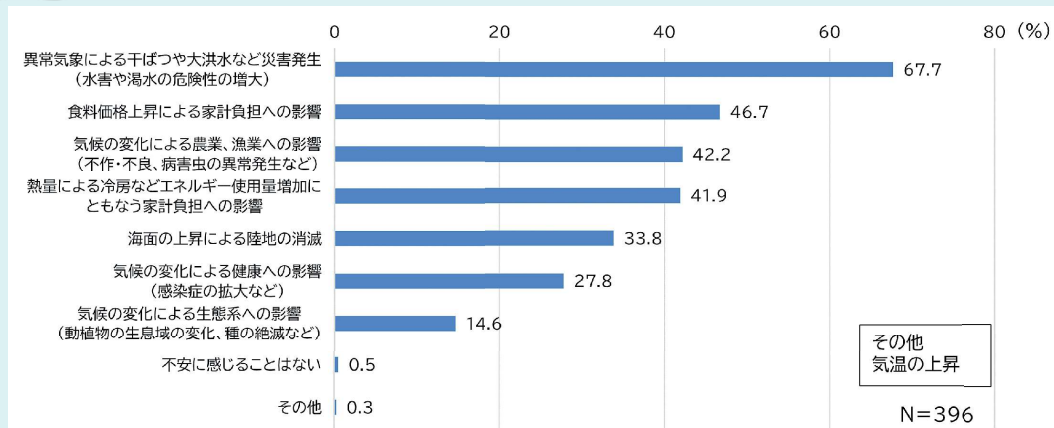
- 「2050年カーボンニュートラル」に向けて国内外の地球温暖化対策が大きく動く中、本市も2020(令和2)年7月28日に「廃棄物と環境を考える協議会」の構成自治体とともに、「ゼロカーボンシティ」の共同表明をしました。
- 市の事務事業を対象とした「坂東市地球温暖化対策実行計画」により、温室効果ガスの排出抑制に努めています。今後、市域の温室効果ガス排出量を把握するため「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の策定が急務となります。
- 地球温暖化対策のために、岩井第一小学校と給食センター、神大実分館等の市の施設に太陽光発電システムを設置しています。今後も公共施設へ再生可能エネルギーや省エネ設備を積極的に導入し、地球温暖化対策とエネルギーの安定供給の確保を推進していきます。
- 一人ひとりが脱炭素型のライフスタイルに転換を図るとともに、家庭やオフィスで高効率設備の導入による省エネルギー化を更に進めることが求められています。



市民の声

～ 環境意識調査の結果より ～

地球温暖化の影響で不安に感じることはありますか。



(1) 省エネルギーの推進



主な取組

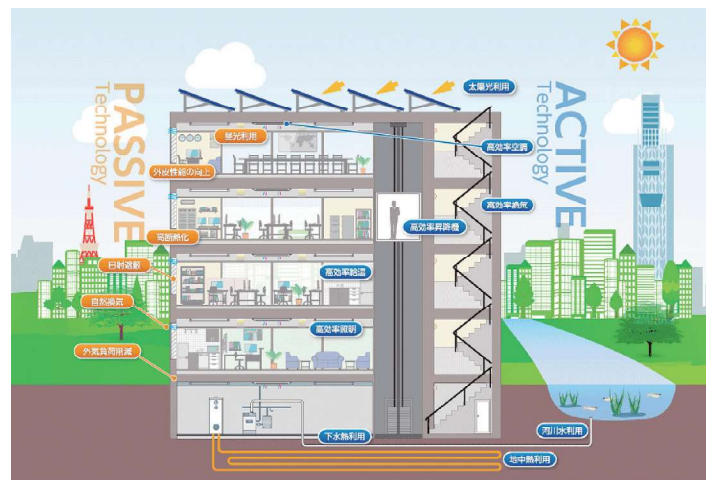
市	❖ 省エネルギーに関する、さまざまな情報を入手し、市民に分かりやすく情報を提供します。 ❖ 省エネルギーに関する普及啓発や支援を行います。 ❖ 「坂東市地球温暖化対策実行計画」(市の事務事業に関する温室効果ガスを削減するための計画)を推進します。 ❖ 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」(市全体から排出される温室効果ガスを削減するための計画)の策定を検討します。 ❖ 市有施設の新築・改修等の際は断熱・気密性の高い構造や素材を選びます。 ❖ 市有施設の照明や空調設備、機械設備、OA機器等の更新の際は、省エネルギー性能の高いものを導入します。 ❖ 市有施設への「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)」や、エネルギーマネジメントシステムの導入を検討します。 ❖ 二酸化炭素の吸収源となる緑の保全に努めます。
市民	❖ 市が発信する、さまざまな情報を収集し、省エネに取り組みます。 ❖ 住まいの新築やリフォームの際は、断熱・機密性の高い構造や素材を選びます。また、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)などの省エネルギー型住宅を検討します。 ❖ 家電製品を購入する際は、統一省エネラベルを参考に省エネルギー性能の高い製品を選びます。 ❖ 二酸化炭素の吸収源となる緑の保全に取り組みます。
事業者	❖ 市が発信する、さまざまな情報を収集し、省エネに取り組みます。 ❖ 工場、オフィス、店舗等の新築・改修等の際は、断熱・気密性の高い構造や素材を選びます。また、「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)」の導入を検討します。 ❖ 照明やOA機器、建設機械などの更新・購入の際は、省エネルギー性能の高いものを導入します。 ❖ ビル・エネルギーマネジメントシステム(BEMS)や工場エネルギーマネジメントシステム(FEMS)の導入を検討します。 ❖ 省エネルギー化に関する技術開発・普及啓発に努めます。 ❖ 二酸化炭素の吸収源となる緑の保全に取り組みます。



コラム ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)と ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)

ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)

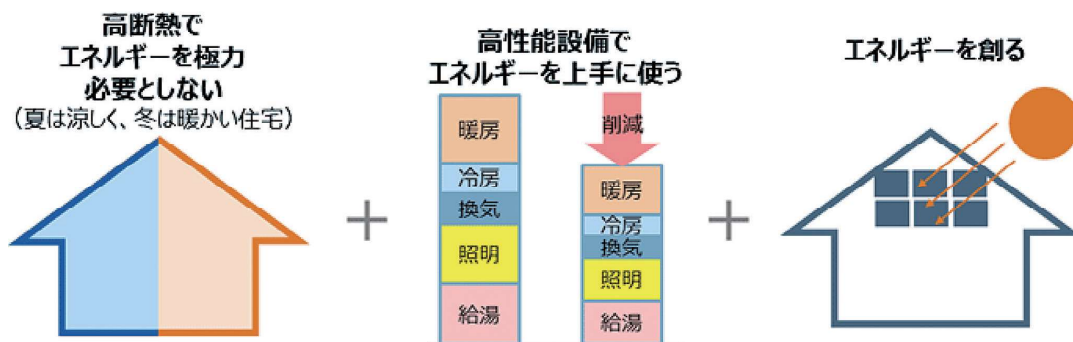
Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、「ゼブ」と呼びます。建築計画の工夫による日射遮蔽・自然エネルギーの利用、高断熱化、高効率化によって大幅な省エネルギーを実現した上で、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費するエネルギー量が大幅に削減されている最先端の建築物です。ZEBを実現・普及することにより、業務部門におけるエネルギー需給構造を抜本的に改善することが期待されます。



【出典:環境省 ZEB PORTAL ホームページ】

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅です。



【出典:経済産業省 省エネポータルサイトホームページ】

(2) 脱炭素につながるライフスタイルへの転換



主な取組

市	❖ 国による「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」や県による「いばらきエコスタイル」に賛同し、その取組を市民や事業者へ広く普及啓発を行います。 ❖ 緑化や緑のカーテン、雨水を利用した打水など自然の力を活用した省エネ生活を推進します。 ❖ 次世代自動車やエコドライブに関する啓発を行い、自家用車や社用車の買い替えの際に、より環境性能の高い次世代自動車の導入や正しいエコドライブ実践者の増加を図ります。 ❖ 自転車、公共交通機関の利用を推進します。 ❖ 夏の暑い時間帯を公園や図書館などの公共施設の涼しい場所で市民が過ごせるクールシェアを推進します。 ❖ 輸送に伴う環境への負荷低減の観点から、地産地消を推進します。
市民	❖ 日常生活において、国による「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」で掲げている取り組みやライフスタイルの見直しを行います。 ❖ アサガオやゴーヤなどで緑のカーテンを作ったり、打ち水をしたりして、暑い日を涼しく過ごす工夫をします。 ❖ 車を運転する際は、アイドリングストップなどエコドライブに努め、車を購入する際は、次世代自動車を選びます。 ❖ 雨水タンクを設置し、雨水の有効利用や風呂水の再利用など節水に努めます。 ❖ 夏の暑い日には、公園や公共施設の涼しい場所で過ごせるクールシェアに努めます。 ❖ 地元農産物、市産材、地元製造品を積極的に購入・活用します。
事業者	❖ 事業活動において、国による「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」などの取り組みやライフスタイルの転換を図ります。 ❖ 法令により義務化されている緑地面積の向上に努めます。 ❖ 車を運転する際はエコドライブを実践し、車を購入する際は次世代自動車を選びます。 ❖ 地元農産物、市産材、地元製造品を積極的に購入・活用します。



コラム 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動

脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動

国では、2022(令和4)年10月に2050年カーボンニュートラル及び2030(令和12)年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、新しい国民運動として「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」を開始しました。

また、2023(令和5)年7月、この国民運動が浸透・定着し、国民の皆様が脱炭素につながる豊かな暮らしを実践していただけるよう、シンプルで親しみやすく、愛着のあるネーミングを国民の皆様から広く公募し、「デコ活」に決まりました。今後、政府として、この「デコ活」をあらゆる場面で活用し、企業・自治体・団体等の関係者と連携しながら普及・浸透を図り、脱炭素につながる国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を一層促します。



まずはここから

アクション



- デ** 電気も省エネ 断熱住宅
(電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む)
- コ** こだわる楽しさ エコグッズ
(LED・省エネ家電などを選ぶ)
- 力** 感謝の心 食べ残しゼロ
(食品の食べ切り、食材の使い切り)
- ツ** つながるオフィス テレワーク
(どこでもつながれば、そこが仕事場に)

ひとりでCO₂が下がる

アクション

- 住** 節水できる機器、高効率の給湯器を選ぶ
- 移** 環境にやさしい次世代自動車を選ぶ
- 住** 太陽光発電など、再生可能エネルギーを取り入れる

このアクション以外にも、暮らしが豊かになり、脱炭素などに貢献していくものは、すべてデコ活アクションです。



みんなで実践

アクション

- 衣** クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッションに取り組む
- 住** ごみはできるだけ減らし、資源としてきちんと分別・再利用する
- 食** 地元産の旬の食材を積極的に選ぶ
- 移** できるだけ公共交通・自転車・徒歩で移動する
- 買** はかり売りを利用するなど、好きなものを必要な分だけ買う
- 住** 宅配便は一度で受け取る

【出典:デコ活サイト(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動サイト)】

1-2 気候変動適応策の推進

現況と課題

- 近年、日本各地で急な激しい雷雨や竜巻などの突風が多く発生しています。本市でもそれに伴う土砂災害や浸水被害に備えることが必要です。
- 意識調査では、地球温暖化による気象の異変問題に市民の関心が高く、自然災害に対する不安が感じられます。市民一人ひとりが地球温暖化についての認識を深め、温室効果ガスを抑制するための取り組みができるよう、さらなる情報提供が必要です。
- 熱中症による死亡リスクの増加など健康被害のリスクが高まっています。熱中症対策の徹底した予防行動の推進が重要となります。

(1) 気候変動への適応策



主な取組

市	❖ 「坂東市国土強靱化計画」や「坂東市地域防災計画」に基づき、大規模自然災害等に備え、被害の最小化や迅速な普及・復興体制の確保を図ります。 ❖ 冷房設備を有する等の要件を満たす施設を指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)として指定することを検討します。 ❖ 熱中症対策の普及啓発に取り組みます。
市民	❖ 坂東市総合防災マップ等を活用し、災害時の持ち物、避難するタイミング、避難場所、避難ルート等を事前に把握します。 ❖ 熱中症対策の予防行動に積極的に取り組みます。
事業者	❖ 坂東市総合防災マップ等を活用し、災害時の持ち物、避難するタイミング、避難場所、避難ルート等を事前に把握します。 ❖ 防災訓練を実施し、緊急時の避難手順について従業員に周知徹底します。 ❖ 雨水貯留浸透施設の設置など、雨水流出による浸水被害の低減対策を検討します。 ❖ 熱中症対策の予防行動に積極的に取り組みます。



コラム マイ・タイムライン(防災行動計画)

マイ・タイムラインとは住民一人ひとりのタイムライン(防災行動計画)であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするものです。



【出典：環境省ホームページ】



コラム 熱中症予防のためのポイント



熱中症警戒情報及び特別警戒情報※を活用しましょう

アラート発表時には、

- のどが渇く前に水分・塩分を補給しましょう
- エアコンを適切に使用しましょう
- 高齢者等に声を掛けましょう
- 不要不急の外出は避けましょう
- 暑さ指数に応じて、外での運動は、原則、中止/延期をしましょう

※2024年4月24日施行予定



エアコンをしっかり使いましょう

熱中症は室内でも夜でも発生し、命に関わる問題です

- 無理な節電をせず、夜もしっかり使用しましょう
- 日中はすだれなどで日差しを和らげるなど上手に使いましょう



注意！停電時など、どうしてもエアコンが使えないときには

- 日光をさえぎり、風通しをよくしましょう
- 濡れたタオル等を肌に当て、うちわであおぎましょう
- できる限り、冷房設備が稼働しているところへ避難しましょう
- 停電時の断水に備え、飲み水を備蓄しましょう
- 電力需給ひっ迫時には、浴槽やバケツに水を貯めておきましょう



【出典：環境省リーフレット「熱中症が増えています」を基に作成】

1-3 再生可能エネルギーの推進

現況と課題

- 住宅等における再生可能エネルギーの導入促進を図ることを目的として、太陽光発電設備（発電出力 10kW 未満のものに限る。）と接続する未使用の蓄電池システム（蓄電池）を対象に、設備の購入・工事費の一部を補助しています。
- 地球温暖化を防止するため、岩井第一小学校と給食センター、神大実分館などの市の施設に太陽光発電システムを設置しています。今後も公共施設へ再生可能エネルギーや省エネ設備を積極的に導入し、地球温暖化防止とエネルギーの安定供給の確保を推進していきます。
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーの適切な導入を積極的に進めていくことで、脱炭素化を進める必要があります。
- 化石燃料から、再生可能エネルギーなどのクリーンなエネルギーに転換する必要があります。太陽光やバイオマス、廃熱等の再生可能エネルギーの積極的な活用を進め、再生可能エネルギー等の導入を促進していきます。

(1) 再生可能エネルギーの適切な導入の推進



主な取組

市	❖ 市有施設の新築・大規模改修や公園及び街路等の公共空間整備の際は、太陽光発電設備などを用いた空調設備、バイオマスエネルギーの活用などに取り組みます。 ❖ 民間活力を活用した再生可能エネルギーの導入や、未活用エネルギー、本市の自然を活かした再生可能エネルギーの導入に係る調査・研究を進めます。 ❖ 再生可能エネルギーの普及啓発や再生可能エネルギー設備の効果的な導入拡大のための支援を行います。
市民	❖ 太陽光発電設備などの設置を検討します。 ❖ 再生可能エネルギーについて情報収集します。
事業者	❖ 太陽光発電設備やバイオマスを利用した暖房・給湯設備の設置を検討します。 ❖ 再生可能エネルギー設備・機器の開発、販売、PRを行います。 ❖ 工場等の廃熱等の有効利用を検討します。 ❖ 再生可能エネルギーについて情報収集します。



再生可能エネルギーの種類



太陽光発電



バイオマス発電



風力発電



水力発電



地熱発電



基本目標 2 循環型社会

資源を循環させるまち

関連するSDGs



2-1 ごみの減量化と3Rの推進

現況と課題

- 本市のごみ処理は、さしま環境管理事務組合により適正かつ円滑に進められています。
- さしまクリーンセンター寺久では、新たなリサイクルの取組として粗大ごみや不燃ごみからも可能な限り資源物を回収しています。
- さしま環境管理事務組合では、プラスチックごみを資源として循環させるシステムを検討しています。
- 再利用もされず、資源ごみにもならず焼却されてしまうごみの量が年々増加し続けています。
- 一般廃棄物の総排出量は、2021(令和3)年度は18,495tであり、2013(平成25)年度の17,612tと比較すると約1,000t増加しています。また、1人1日あたりのごみの排出量は2021(令和3)年度954g、県平均953gと比較すると少し上回っています。循環型社会の形成に向けて、さらなるごみの排出量の削減が必要です。
- 家庭から排出される生ごみを減らすため、「生ごみ処理容器」、「電動式生ごみ処理機」の購入助成を行っています。
- 一般廃棄物のリサイクルは、熱回収施設及びリサイクルプラザの稼働(2008(平成20)年度)後、より効率的に資源化できるようになりましたが、資源化率は横ばいになっています。今後資源化を推進していくことが必要です。
- 熱回収施設から発生する廃熱を利用して、お風呂や温水プールに活用するサーマルリサイクルを推進しています。
- 住民主体による資源物集団回収に対し補助金を交付しています。
- エコ・ショップ制度の登録店加入を推進することが必要です。
- 市では、毎年リサイクルフェアを開催し、市民が楽しめる環境学習会や啓発活動に取り組んでいます。
- 市内では、リサイクルを事業の柱としている事業所や事業活動の中でリサイクルを取り込み事業化している事業所が多くあります。

- 悪臭苦情が多い稲わらや落ち葉の野焼きについては、焼却するのではなく、有効利用を図ることが必要です。
- 近年大きな問題となっている、食品ロス(まだ食べられるのに廃棄される食品)の削減を普及啓発することが必要です。



コラム さしまクリーンセンター寺久での取り組み

さしまクリーンセンター寺久は、国のダイオキシン類対策の強化に対応し、住民の健康と環境負荷の低減を図るために、境町、五霞町、古河市、坂東市2市2町の共同ごみ処理施設として2008(平成20)年4月から稼働しています。さしまクリーンセンター寺久には熱回収施設とリサイクルプラザの大きく分けて2つの施設があります。

熱回収施設では、次世代炉といわれる流動床式ガス化溶融炉を採用し1日に103トンの可燃ごみを処理できる炉を2炉備え、最大206トンの可燃ごみを処理することができます。ごみを燃やした熱により蒸気と温水(80℃)が発生するため、蒸気は発電に使われ、温水は「さしま健康交流センター遊楽里」のお風呂や温水プールを温めるのに使われています。

さしまクリーンセンター寺久



さしま健康交流センター遊楽里(ゆらり)



リサイクルプラザでは、資源化施設があり、ペットボトル、ビン、カン、不燃・可燃粗大ごみ、不燃ごみをそれぞれのラインごとに選別処理や圧縮梱包することにより、1日最大51トンのごみを処理することができます。集められた資源ごみは、それぞれ再生工場に引き取られリサイクルされます。また、同施設には、リサイクルの大切さや楽しさを体験学習できる啓発施設もあり、リサイクル自転車の修理再生工房やリサイクル教室を開催しています。

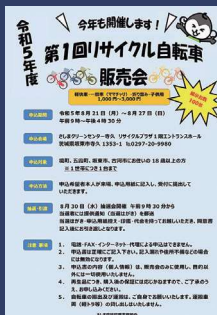
リサイクル教室

令和5(2023)年度は、短期講座で「とんぼ玉教室」、長期講座で「裂き織り教室」、「竹工画教室」、「クラフト教室」が開催されています。



リサイクル自転車販売会

ごみの減量や資源の再利用を目的に、修理した自転車を抽選で販売しています。



【出典:さしまクリーンセンター寺久ホームページ】

(1) ごみの減量化の推進



主な取組

市	❖ ごみの排出量や資源化率、最終処分率など、ごみ処理に関する情報を公表し、ごみ排出の抑制について市民の意識向上を図ります。 ❖ ごみの分別の徹底及び適正な排出方法の啓発などにより、家庭や事業所ごみの排出量の削減を推進します。 ❖ 生ごみを減量するため、食品ロス削減やエコクッキングの普及・啓発や水切りの徹底などを推進します。 ❖ ごみの減量化及び資源の有効利用を図るため、生ごみ処理容器等の購入助成を行うとともに再利用の取り組みを検討します。 ❖ ごみの減量化、再資源化を進めます。 ❖ 坂東市一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの排出抑制やリサイクルを推進します。 ❖ 事業所における、ごみの分別推進体制の構築を促進し、減量化に関する指導、啓発を行います。 ❖ 農業用廃プラスチック等の回収・有効活用を推進します。
市民	❖ ごみの分別を徹底します。 ❖ 調理の際は、ごみの減量を意識したエコクッキングを心がけ、生ごみの水切りもしっかり行います。 ❖ 家庭での食材の使い残しや外食時の食べ残しなどが発生しないよう「30・10（さんまる・いちまる）運動」などを実践します。 ❖ 食品ロスや生ごみの減量化、堆肥化に努めます。 ❖ 買い物の際は、マイバッグを持参します。 ❖ 商品の包装を受ける際は、簡易包装を選択し、ごみになるものを減らします。 ❖ ごみの焼却処分は行いません。
事業者	❖ 事業系廃棄物の減量化と分別を徹底し、リサイクルを推進します。 ❖ 規格外品や過剰在庫などの理由で流通できない食品・食材についてはフードバンクなどに寄贈することなど有効活用にも努めます。 ❖ 生産、流通、販売過程での食品ロスの発生抑制に努めます。 ❖ 食品ロスを削減する仕組みを作ります。 ❖ 製品等の出荷の際は、過剰梱包(包装)を控えます。 ❖ 製品等について、受入れの際は、梱包(包装)の簡素化を依頼し、納品の際は、梱包(包装)の簡素化に努めます。 ❖ 食品を扱う事業所から排出される生ごみの減量化及び堆肥化に努めます。 ❖ 農業用廃プラスチックは適正な方法により処分します。 ❖ ごみの焼却処分は行いません。

(2) 3R の推進



主な取組

市	❖ 3R 運動「リデュース(ごみの発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再資源化)」の普及啓発に努めます。 ❖ 「容器包装リサイクル法」などに基づき、分別排出の体制を強化するとともに、資源回収を円滑に推進します。 ❖ グリーン購入法に基づき、市が率先してグリーン購入に努めるとともに、地域への普及啓発を進めます。 ❖ 環境にやさしい商品の販売や商品の簡易包装、レジ袋削減などに取り組んでいる商店に対し、エコ・ショップ制度への登録を促すとともに、エコ・ショップについて市民へ周知します。 ❖ 市内で発生する稲わらや落ち葉、間伐材などを有効利用するリサイクルの仕組みづくりをします。 ❖ 庁内において、再生品などの環境にやさしい商品の購入に努めます。 ❖ 再生品を利用した商品や再生利用可能な商品開発を行っている事業所及び商品を広く紹介します。 ❖ 環境ラベル(エコマーク等)などの環境にやさしい商品の購入を促進します。
市民	❖ ごみの分別を徹底し、資源ごみの回収に協力します。 ❖ 地域で行っている資源物の集団回収に協力するとともに、回数を増やします。 ❖ 落ち葉は再利用や堆肥化をします。 ❖ エコ商品の購入を心がけます。 ❖ 食材は使いきり、残った生ごみはたい肥化するなど、生ごみの減量化に努めます。 ❖ マイバッグを持って無駄な包装は断ります。 ❖ 詰め替え容器に入った製品や簡易包装の製品を選びます。 ❖ 利用頻度の少ないものは、レンタルやシェアリングシステムを利用します。 ❖ 耐久性の高い製品や省資源化設計の製品を選びます。 ❖ リターナブル容器に入った製品を選び、使い終わったときにはリユース回収に出します。 ❖ フリーマーケットやガレージセール等を開催し、不用品の再使用に努めます。 ❖ リサイクル製品を積極的に利用します。

事業者	❖ エコ商品の購入に努めます。 ❖ 環境にやさしい取り組みを進め、エコ・ショップに登録します。 ❖ 一升瓶やビール瓶のような繰り返し使えるリターナブル瓶の採用に努めます。 ❖ 再生製品の開発に努めます。 ❖ 再生品や環境にやさしい製品の使用率の向上に努めます。 ❖ 事業所敷地内の落ち葉の堆肥化に努めます。 ❖ 建設工事に伴い発生する残土や建設廃材の再利用やリサイクルに努めます。 ❖ 製品を設計するときに、製品ができるだけ長く使えるように工夫をします(耐久性、修理性等)。 ❖ 製品を設計するときに、製品ができるだけ少ない材料、部品等で構成されるように工夫します(省資源化)。 ❖ 製品をつくるときに、原材料を無駄なく効率的に使うように工夫します。 ❖ 簡易梱包、簡易包装、詰め替え容器、通い箱等の利用、普及に努めます。 ❖ 機械器具等の手入れ方法や修理方法を工夫して長期使用に努めます。 ❖ 利用頻度の少ないものをシェアする仕組み、不用品を有効に活用する仕組みをつくります。 ❖ 耐久性の高い製品や省資源化設計の製品を選びます。 ❖ 製品を設計するときに、本体や部品のリユースがしやすいように工夫をします。 ❖ 使用済製品を回収して本体や部品を再生し、再び新品同様の製品を作り出します。 ❖ 使用済製品、部品、容器を回収し、再使用します。 ❖ 製品を設計するときに、使用後のリサイクルがしやすいように工夫をします。 ❖ 製品をつくるときに、できるだけリサイクル原材料を使います。 ❖ 使用済みとなった自社製品の回収・リサイクルに努めます。 ❖ 発生した副産物・使用済製品を効率的にリサイクルします(仕組みづくりを含む)。
-----	--



コラム 食品ロスを減らす3つのコツ

1 買いすぎない

家にある食品と照らし合わせて、また、予定を考えて、必要な分だけ買いましょう。



2 作りすぎない

体調や家族の予定などを考えて、作りすぎないようにしましょう。



3 食べ残さない

作った料理は、早めに、おいしく食べきりましょう。



(3) プラスチックごみ削減の推進



主な取組

市	❖ 市内施設等に給水環境を整備しマイボトルの利用促進を図ります。 ❖ マイバッグ持参運動や、使い捨てプラスチック容器の回収などを推進しプラスチック資源の循環に取り組みます。
市民	❖ 市内施設等に設置している給水スポットを活用します。 ❖ マイバッグやマイボトルを利用するとともに、使い捨てのものではなく何度も使えるものや詰め替え可能な製品を選びごみの分別を徹底し、資源ごみの回収に協力します。
事業者	❖ マイボトルやマイカップの利用を推進するため給水スポットの設置を検討します。 ❖ バイオマスプラスチックや再生プラスチックの利用に努めます。 ❖ 再生利用が容易な材料の使用に努めます。 ❖ マイバッグ持参を普及啓発します。



コラム 「プラスチックごみ削減の推進に関する協定」を締結

2022(令和4)年12月14日、ウォータースタンド株式会社と「プラスチックごみ削減の推進に関する協定」を締結しました。

ゼロカーボンシティに向けた取組の一環として、この協定に基づき庁舎1階に常温のウォーターサーバーを設置しました。

どなたでも無料で、水道水をミネラルウォーターと同等なおいしい水として飲むことができます。環境に配慮した設備のため、紙コップ等は置かずマイボトルへの給水で、電力を使わないため常温となります。また、水の使用量から、ペットボトル生産時と廃棄時に発生するCO₂をどれくらい削減できたかを計算し、ホームページへ情報を公開しています。

2023(令和5)年4月24日～2024(令和6)年3月21日までの期間で、1,986Lの利用があり、CO₂削減効果は417.457kg-CO₂でした。500mlのペットボトル3,972本削減したことになります。



2-2 廃棄物の適正処理の推進

現況と課題

- ポイ捨てを含むごみの不法投棄が多く、意識調査では、地域の身近な環境の現況において「ごみの不法投棄がない」の不満度が最も高く、市民が望んでいる環境将来像の1位が「ごみの散乱や不法投棄がないきれいなまち」でした。
- 同じく意識調査では、環境保全のために行政への要望のトップが「ごみの散乱・不法投棄対策」でした。
- 廃棄物の適正な排出を指導するとともに、不法投棄の防止を強化することが必要です。

(1) 廃棄物の適正な排出と処理



主な取組

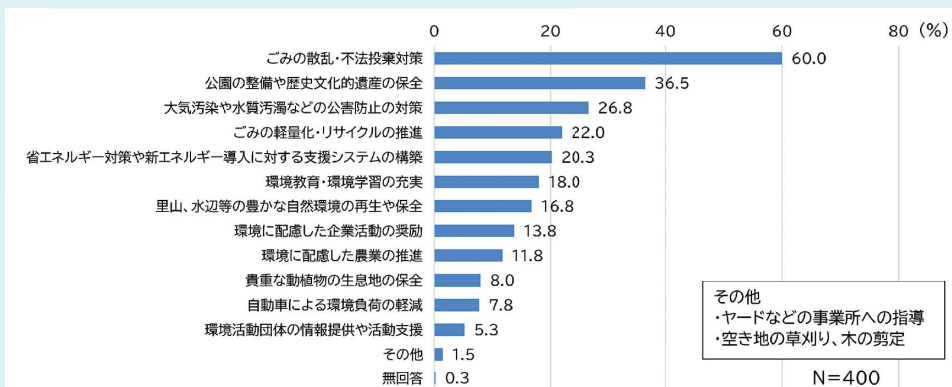
市	❖ ごみの分別の徹底とごみ出しのマナーを指導します。 ❖ クリーンセンター寺久への適正な搬入を指導します。 ❖ 廃棄物焼却に関する禁止規制を周知し、違法な野焼きを指導します。 ❖ 公共事業からの廃棄物の適正な処理に努めます。
市民	❖ ごみの分別を徹底し、ごみ出しのルールを守ります。 ❖ 地域ごとの収集日時、場所のルールを守り、円滑な収集活動に協力します。 ❖ 野焼き等の処理ルールを守ります。
事業者	❖ 事業系廃棄物の減量化と分別を徹底し、リサイクルを推進します。 ❖ 一般廃棄物と産業廃棄物の処理ルールを順守します。 ❖ 産業廃棄物の最終処分量を削減します。 ❖ 野焼きや農業用ビニール等の処理ルールを守ります。



市民の声

～ 環境意識調査の結果より ～

環境を良くするため、今後、坂東市ではどのような施策や取り組みを進めていくべきだと思いますか。



(2) 不法投棄の防止



主な取組

市	❖ 不法投棄防止看板の設置やチラシ、広報誌などの活用による啓発活動を行います。 ❖ 不法投棄の監視を強化し、未然防止や早期発見を図ります。 ❖ 土地所有者(管理者)へ防護柵やネットを設置するなど、不法投棄されない環境づくりを呼びかけ、ごみの分別の徹底とごみ出しのマナーを指導します。
市民	❖ 不法投棄を見つけたときは、速やかに市や警察に通報します。 ❖ 空き地や農地を利用したい方に貸し出すなどして有効利用します。 ❖ 耕作放棄地や山林の所有者は、土地の適正な管理に努め、不法投棄を防止します。
事業者	❖ 耕作放棄地にごみが捨てられないよう管理に努めます。 ❖ 見守り活動に協力し、不法投棄を見つけたときは、速やかに市や警察に通報します。

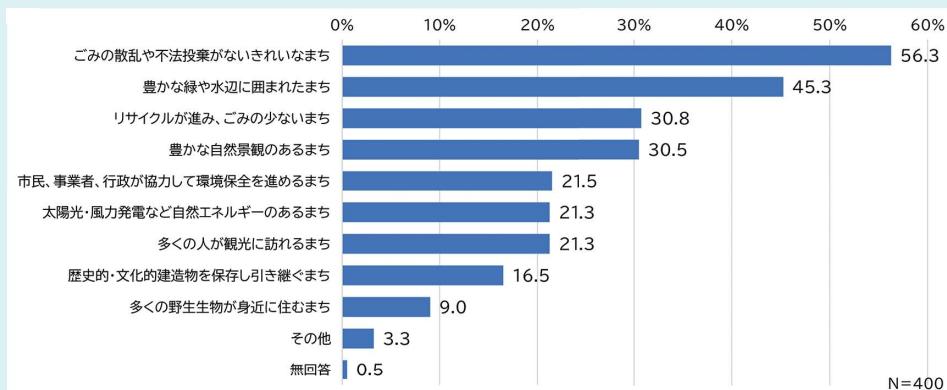
第4章



市民の声

～ 環境意識調査の結果より ～

坂東市は、将来、どのような街であつたらいいと思いますか。(3つ以内回答)



その他

- ・子供たちが安全に住めるまち
- ・公共交通機関が充実したまち
- ・一部地域だけでなく、市の端にスーパーを作るなど、各地域でも生活しやすい環境作りをしてほしい。
- ・子育てのしやすいまち
- ・暴走族がいないまち
- ・地元の人が長く住み続けたいまち。
- ・ヤードが多いのが不安で外観が良くない。
- ・歩道に雑草がないまち
- ・環境配慮がある企業・事業所が多数ある。

2-3 環境美化の推進

現況と課題

- 市民・事業者の協力の下、年2回、市内一斉清掃「クリーン坂東」が行われています。引き続き推進していきます。
- 花いっぱい運動を推進し、環境美化を啓発しています。
- ボランティアに取り組む団体等へ道路里親の認定をしています。

(1) 環境美化の推進



主な取組

市	❖ 市内一斉清掃「クリーン坂東」を推進します。 ❖ 花いっぱい運動を推進し、環境美化を啓発します。 ❖ 雑草などの繁茂した空き地の適正管理を指導します。 ❖ 道路脇の雑草や河川敷の緑地の適正な管理に努め、景観保全とポイ捨て防止を図ります。 ❖ 防犯灯(LED 照明)の設置により、地域内で暗い場所をなくします。
市民	❖ クリーン坂東へ積極的に参加します。 ❖ 花いっぱい運動に参加します。
事業者	❖ 事業所内に環境美化委員会などを設置し、事業所及び周辺の美化活動に努めます。 ❖ クリーン坂東に積極的に参加します。 ❖ 事業所周辺の定期的な清掃やパトロールに努めます。 ❖ 耕作放棄地にごみが捨てられないよう管理に努めます。



コラム 道路里親制度とは

市(県)が管理する道路を「里子」、沿道のボランティア団体などを「里親」に例えて、街路樹の軽易な剪定、道路の清掃(ごみ拾い)や除草、緑地帯などの維持管理をしていただく制度です。

市では、市民のみなさんや企業との協働により、道路などの清掃や美化活動を推進する「道路里親」を随時募集しています。ボランティア活動に関心のある地域の方や職場の仲間などと一緒に、活動してみませんか。



基本目標3 生活環境の保全

生活環境を維持し、健康的に過ごせるまち

関連するSDGs



第4章

3-1 大気汚染や水環境の保全

現況と課題

- 茨城県が設置する一般環境大気常時監視測定局が本市にはないため、近隣市町村での測定結果を参考に行っている状況です。市で2022(令和4)年9月に短期間測定した結果によると、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質については環境基準を達成しており、近隣市町村とも同様のレベルでした。また、光化学オキシダントの環境基準超過日が目立つため、広域的な原因物質の抑制が必要です。
- 公害苦情の多くが、野焼きや畜産廃棄物等による悪臭です。悪臭は、不快感ばかりでなく、大気汚染や健康被害も招くことがあります。事業者や市民に対してさらなる啓発が必要です。
- 悪臭苦情としても多い稲わらや落ち葉の野焼きについては、焼却するのではなく、有効利用を図ることが必要です。
- 茨城県及び市では、河川水質について定期的に測定・監視しています。
- 市内を流れる河川水質の環境基準は継続的には達成しておらず、水生生物の指標種からみてもきれいな水とは言えません。
- 上水道の原水は、井戸水及び茨城県の水道用水で、上水道施設の適正管理により安全で良質な水の安定供給に努めています。今後も原水の水質を守ることが必要です。
- 汚水処理人口普及率は 75.0%(2022(令和4)年度末)ですが、県平均 87.4%と比較すると低い状況にあります。生活排水による公共用水域への負荷低減を図るため、さらなる普及の促進が必要です。
- 河川への投棄ごみや護岸へのポイ捨てごみなども多く、水環境の保全には、総合的な対策が必要です。

(1) 大気汚染・悪臭対策



主な取組

市	❖ 大気環境保全に関する普及・啓発を推進します。 ❖ アイドリングストップなど環境に配慮した運転(エコドライブ)の普及啓発を図ります。 ❖ 公用車に次世代自動車(ハイブリッド車など)の導入を推進するとともに、市民や事業者にも導入を呼びかけます。 ❖ 大気を浄化するため、街路樹や公園の緑化、平地林や菅生沼自然環境保全地域の保全を推進します。 ❖ 事業所からの悪臭については、「悪臭防止法」など関係法令に基づき当事者への指導を徹底します。 ❖ 日常生活に伴う悪臭を防止するため、野焼きなどによる、家庭ごみの自家焼却の禁止や浄化槽の適正管理など、市民に対して啓発を行います。 ❖ 市内で発生する稲わらや落ち葉は、野焼きではなく、堆肥にするなど有効利用することを呼びかけます。
市民	❖ 自動車を運転する際は、ふんわりアクセル、アイドリングストップなどエコドライブを心がけます。 ❖ 車を購入する際は、次世代自動車を購入するように努めます。 ❖ 自家用車の利用を控え、自転車や公共交通機関(ばんどう号や乗合型デマンドタクシーなど)の利用に努めます。 ❖ 悪臭の発生や大気汚染の原因となる野焼きは行いません。 ❖ 大気を浄化するため、庭やベランダの緑化に努めます。
事業者	❖ 大気汚染防止法を始め、法令等に基づく公害防止対策を推進します。 ❖ 排出基準を遵守し、大気汚染物質による環境負荷の低減に努めます。 ❖ 住民等からの苦情については、迅速に対応します。 ❖ ノーマイカーデーを設けるなど自家用車通勤を控えます。 ❖ 車を運転する際はエコドライブを励行します。 ❖ 次世代自動車の導入を推進します。 ❖ 事業活動に伴う悪臭対策を強化し、発生の防止に努めます。 ❖ 焼却炉の使用や野焼きの規制を守ります。 ❖ 大気を浄化するため、敷地やその周辺の緑化に努めます。

(2)大気環境の監視・調査の継続



主な取組

市	❖ 大気環境の測定・監視を強化します。 ❖ 工場・事業場等からの排出ガスに対する監視、指導を強化します。 ❖ 苦情に対しては、関係機関との連携により、迅速かつ適切な対応を行うとともに、未然防止に努めます。
---	--



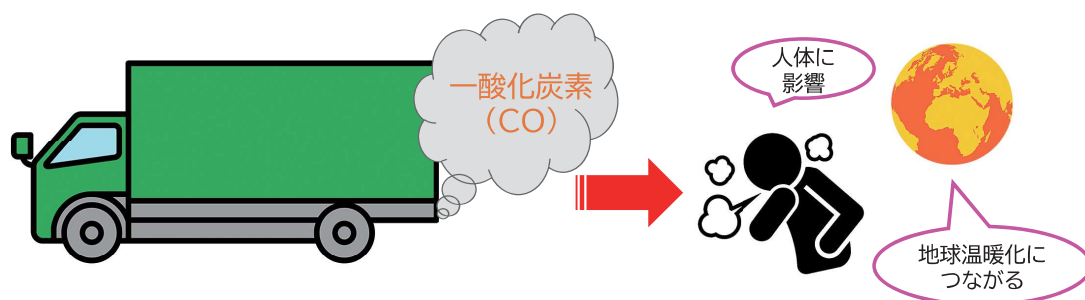
コラム どのようなことが起きますと大気がよごれるのか！

地球の大気は、火山の噴火や森林火災などの自然現象によっても、人間の活動によっても、汚染されます。具体的には、工場や自動車、飛行機などの燃料が燃えるときや、家庭での調理や暖房器具などを使うことによって、硫黄酸化物(SO_x)、窒素酸化物(NO_x)、一酸化炭素(CO)、浮遊粒子状物質(SPM)、炭化水素(HC)などの汚染物質が排出されます。

我が国では、1年のうち一番大気が汚れるのは、冬です。とくに12月は、自動車交通量が増え、ビルや家庭で暖房の使用も増えます。また、冬に特有の気象現象である逆転層※などの影響により、1年間で窒素酸化物(NO_x)の濃度が最も高くなっています。

※逆転層

通常、地球に降りそそぐ太陽エネルギーは、地表面で吸収される量が多いことから、地表面に近い層から暖められ、大気は高度が高くなるほど温度が低くなり、上方(温度が低い)と下方の(温度が高い)の温度差により大気の対流が起きています。温度の低い空気は重いため下の方へ、温度の高い空気は軽いため上の方へ、それぞれが移動するため対流が起きます。しかし冬に、地上付近の大気温度も下がり、上方の温度よりも低い温度になってしまうと、対流が起きなくなり、大気が安定化し、層となります。これを逆転層といいます。逆転層の内部では大気汚染物質は滞留しやすいため、局地的な大気汚染を引き起こす原因となっています。



【出典：独立行政法人環境再生保全機構を基に作成】

(3)生活排水や工場・事業場の排水対策



主な取組

市	❖ 「水質汚濁防止法」、「下水道法」など関係法令に基づき、排出基準の遵守の徹底や排水の負荷低減による排水対策を進めます。 ❖ 公共施設、建設作業などからの排水を適正に処理します。 ❖ 油や農薬流出などの水質事故の防止対策を推進します。 ❖ 下水道及び農業集落排水処理区域内における接続、その他の区域の合併処理浄化槽の設置を推進します。 ❖ 合併処理浄化槽の設置補助を助成します。 ❖ 河川や水路などの水質汚濁防止のため、浄化槽の適正な維持管理を指導します。 ❖ 環境負荷の低い洗剤の使用や水切りネットの使用など、生活排水による水質汚濁防止の普及・啓発を進めます。 ❖ 工場・事業場などからの排水に対する監視を強化し、適切な指導に努めます。 ❖ 水道水源の水質検査を実施し、水道水源の保護に努めます。 ❖ 公共用水域等の水質検査を実施し、水環境の保全に努めます。 ❖ 水質事故や苦情に対しては、関係機関との連携により、迅速かつ適切な対応を行うとともに、未然防止に努めます。
市民	❖ 公共用水域の保全に関する認識を深め、家庭における生活排水対策に努めます。 ❖ 食べ残しや油類は、流しから排出しないように水切りネットなどを使用します。 ❖ 洗剤の量を減らすとともに、合成洗剤の使用を控えます。 ❖ 下水道及び農業集落排水処理区域内では速やかに接続し、区域外では合併処理浄化槽を設置し適正な維持管理に努めます。
事業者	❖ 水質汚濁防止法を始め、法令等に基づく公害防止対策を推進します。 ❖ 水質基準を遵守し、水質汚濁物質による環境負荷の低減に努めます。 ❖ 排水処理施設の維持管理に努め、工場内排水の適正処理を図ります。 ❖ 住民からの苦情には、迅速かつ適正に対応します。 ❖ 下水道処理区域内では速やかに接続し、区域外では合併処理浄化槽を設置し、適正な維持管理に努めます。

3-2 騒音や振動等の防止

現況と課題

- 騒音や振動に関する苦情等は少なく、意識調査からも「まちの静けさ(騒音がない)」に対する満足度は高く、10年前よりも上昇しています。
- 事業活動に対する規制基準の遵守、自動車等の交通騒音の監視・対策の推進並びに人々のモラルの向上が必要です。

第4章

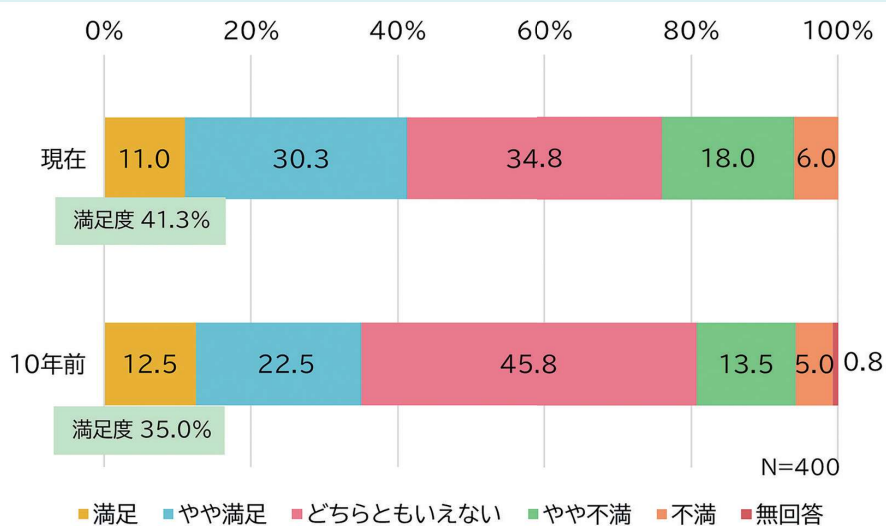


市民の声

～ 環境意識調査の結果より ～

坂東市の環境にどの程度満足していますか。

まちの静けさ(騒音がない)



※端数処理により合計が一致しない場合があります。

(1) 事業活動に伴う騒音・振動対策



主な取組

市	❖ 事業所からの騒音、振動については、「騒音規制法」、「振動規制法」などの関係法令に基づき指導を徹底します。 ❖ 工場や事業場などに対し、機械設備の低騒音化や防音設備の充実化を指導します。 ❖ 飲食店等でカラオケ機器の使用の際は、防音の徹底化を指導します。 ❖ 公共施設からの騒音・振動防止に努めます。 ❖ 工事に伴う特定建設作業については、関係法令に基づき、届出や規制基準の遵守の徹底を指導します。
事業者	❖ 騒音規制法・振動規制法を始め、法令等に基づく公害防止対策を推進します。 ❖ 規制基準を遵守し、騒音・振動の防止に努めます。

(2) 自動車や生活からの騒音対策



主な取組

市	❖ 自動車の運転に際しては、アイドリングストップなど、居住環境に配慮した運転方法の普及に努めます。 ❖ 生活騒音については、モラルの普及啓発に努めます。
市民	❖ 自動車やオートバイの適正な整備や管理に努め、騒音・振動防止を図ります。 ❖ 近所迷惑となるような生活騒音の防止に努めます。
事業者	❖ 車両の適正管理に努め、騒音・振動の防止を徹底します。

(3) 騒音・振動の監視・調査の継続



主な取組

市	❖ 自動車交通騒音の測定・監視を実施します。 ❖ 苦情に対しては、関係機関との連携により、迅速かつ適切な対応を行うとともに、未然防止に努めます。
事業者	❖ 事業活動に際して、近隣の環境に配慮した作業時間の設定、防音壁の設置、低騒音型機械の使用に努めます。

3-3 土地・地盤環境の保全

現況と課題

- 土壤汚染が原因とされる地下水汚染については、県が毎年調査地区を選定して測定・監視していますが、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については市内のほとんどの地域で環境基準が未達成です。地下水を飲用している市民も多いことも踏まえ、対策を進める必要があります。
- 土壌・地下水汚染対策として、工場や事業場には有害物質を含む排出水の地下浸透を禁止するなどの規制をしていますが、農地に使用される肥料や農薬からも汚染が発生するおそれがあるため、事業者や市民に対し土壌汚染防止のための指導を行っていく必要があります。
- 本市では、地盤沈下が見られているため、関係法令等に基づき、地盤沈下対策を進めていく必要があります。

(1) 土壌汚染・地盤沈下対策



主な取組

市	❖ 工場、事業場等における土壌汚染を防止するための指導を行います。 ❖ 環境保全型農業の促進による農薬使用量の低減と、有機肥料の使用促進を図ります。 ❖ 地下水の過剰汲み上げによる地盤沈下が起きないように、適切な利用について指導・普及啓発に努めます。
市民	❖ 家庭内の廃棄物から流出される汚染物質や、排水による土壌汚染の防止に努めます。 ❖ 農地においては、化学肥料や農薬使用を低減し、有機肥料を使用するなど環境保全型農業に努めます。 ❖ 除草剤などの農薬は安易に使用しないように努めます。 ❖ 地下水の適正な利用に努めます。
事業者	❖ 法令等に基づく公害防止対策を推進します。 ❖ 廃棄物の保管や化学物質の使用・保管・廃棄に当たっては、土壌汚染防止に努めます。 ❖ 農薬や化学肥料などの使用を抑え、有機肥料を使用するなど環境保全型農業に取り組みます。 ❖ 地下水の適正な利用に努めます。



基本目標4 多様性に富む自然や歴史的環境、 生物多様性の保全

多様性に富む自然と歴史的環境を守り、人と自然が共生するまち

関連するSDGs



第4章

4-1 生物多様性の保全

現況と課題

- 植物では、絶滅危惧ⅠA類のクロツバラ、絶滅危惧ⅠA類のタチスミレ等の絶滅危惧種などや、菅生沼の湿性植物群落を始め、スダジイ、ハンノキなどから成る平地林が点在しています。
- 鳥類では、絶滅危惧ⅠA類のシラコバト、ヒクイナなどの絶滅危惧種を含めて冬鳥のカモ類や、コハクチョウ、春季のシギ類など数多くの渡り鳥が菅生沼の水辺に飛来します。また、斜面林には、これら水鳥を狙うオオタカなどの猛禽類も見られます。
- 魚類では、アユ、サケ、希少種のメダカが確認されている一方で、カムルチーやタイリクバラタナゴのような在来種を脅かす外来種も見られます。
- 昆虫は、絶滅危惧ⅠA類のワタラセハンミョウモドキや絶滅危惧ⅠB類のオオモノサシトンボ等の絶滅危惧種を含めて、多くの昆虫類が確認されています。東仁連川にはヘイケボタルも見られます。
- 本市の多様性に富んだ自然環境の保全、貴重な動植物の生息飼育については、継続的な生息・生態系調査により情報収集を行い、適切な生息・生育環境の保全に努める必要があります。
- 本市は、山林が少なく、田畑を始め、住宅地、工場、ゴルフ場など多種多様な土地利用がされているため、人の生活や社会活動による自然環境への配慮が必要です。



天神山

(1) 動植物の生態系の保全



主な取組

市	❖ 貴重な動植物が生息・生育できるよう環境の保全・創出に努めます。 ❖ 外来種による在来種への影響など環境への影響について周知し、外来種の種類や個体数を増やさないよう啓発に努めます。 ❖ 用水路などの整備・改修を行う際は、水生生物などが棲みやすい空間を設けるよう環境に配慮した施工に努めます。 ❖ 圏央道など工事を伴う公共事業の際には、生態系への配慮に努めます。 ❖ 事業活動や建築、建設事業の際には、生態系への配慮に努めるよう指導します。
市民	❖ 生活雑排水を未処理のまま河川等に流さず、下水道及び農業集落排水処理区域では、速やかに加入し、その他の区域では、合併処理浄化槽を設置するなど浄化に努めます。 ❖ 積極的に河川の清掃や堤防の除草に協力します。 ❖ ペットを飼う際は、途中で捨てたりせずに責任を持って飼い、野生化させないようにします。 ❖ 外来種の魚や哺乳類など生きものを自然界に放たないようにします。
事業者	❖ 事業所からの排水やばい煙、騒音・振動等に関する基準や規制を遵守するとともに、さらなる環境負荷の低減に向け改善活動に努めます。 ❖ 事業所敷地内の緑化や美化に努め、周辺景観と調和のとれた環境整備に努めます。 ❖ 開発に当たっては、野生生物への影響を回避するよう配慮します。 ❖ 農地や山林の持つ保水機能や水源の保全・浄化機能の保持に努め、野生生物の生息・生育の保全に努めます。

(2) 動植物の生息・生育情報の収集



主な取組

市	❖ 天然記念物、絶滅のおそれのある野生生物については、生態調査など、情報収集を行うとともに、関係法令等の各種制度の適切な活用を図り、保護を促進します。 ❖ 茨城県自然博物館や菅生沼のボランティア団体等から動植物の生息・生育情報を収集し、動植物の保全のために活用します。
市民・事業者	❖ 自然博物館やボランティア団体等が発信する動植物等の情報に注意を払い、身近な自然に配慮した行動を心がけます。

4-2 里山・農地・水辺の保全

現況と課題

- 森林面積は市域の10%で、落葉広葉樹の二次林が多く残されていますが、里山としての利用は見られず、荒れた林が目立ちます。
- 広大な水田では、稲作が中心で一部の未改良地を除き耕作放棄地はほとんど見られないため、水田が持つ多雨時の貯水や地下水の供給、温暖化抑制、水質浄化等のほか、野鳥の餌場としての機能も維持されていると言えます。
- 畑では、葉物野菜が中心に営農されています。畑地は良く耕されているため、降雨時の雨水の浸透もよく、流出量の抑制になっています。
- みどりの食料システム法(令和4年7月1日施行)に基づき、県でも環境負荷低減に向けた、生産者や地域の取り組みを支援・促進する「みどりの食料システム法の認定制度」が2023(令和5)年5月からスタートしました。今後、本市でも認定制度を推進し、認定者を増やしていくことが必要です。
- 菅生沼を始め、八坂公園、史跡公園の逆井城跡公園、農村公園のしど谷津公園の他、市内の街路樹には、広葉樹を主に、多種多様な樹木が選定されています。
- 意識調査では、「まちのなかの緑の多さ」が10年前より満足度が上がっています。地域の身近な環境には「親しめる緑が多くある」の満足度が高いことが分かりました。市民がもっと身近に緑にふれられるよう、更に緑を増やしていくことが必要です。
- 夏の強い日差しをさえぎり、排気ガスや騒音を和らげる効果を活用し、地球温暖化防止や公害防止の観点からも緑化を推進していく必要があります。
- 本市には、茨城県により指定された自然環境保全地域(菅生沼)と緑地環境保全地域(逆井城跡、中矢作)があり、自然にふれ合えるように、公園や遊歩道が整備されています。
- ハス池、トンボ池、遊歩道が整備されたしど谷津公園を始め、市内の各所に、自然とふれあえる場所が整備されており、利用者も多いことから、今後も必要な整備及び適切な管理が必要です。
- 茨城県自然博物館や菅生沼の自然を守る会による自然観察会などを通して、自然とふれあう機会をつくる活動が活発に行われていることから、今後もこうした活動を推進していきます。



菅生沼(右:上沼 左:下沼)

(1) 里山、農地、水辺の保全と活用



主な取組

市	❖ 里山や平地林の荒廃を抑え、守り育てるため、間伐、下刈り、植林等の保全・管理対策を推進します。 ❖ 間伐材など木材の有効利用の普及・啓発を推進します。 ❖ 農地の遊休化の解消に努めるとともに、環境にやさしい農業基盤の整備を推進します。 ❖ 農業後継者の確保と育成を推進します。 ❖ 生産者、消費者に地産地消を広くPRしていきます。 ❖ 学校給食では、安全な地元の農産物使用に努めます。 ❖ 農家以外の市民にも農業に親しめるよう、遊休農地の活用や市民農園の利用を推進します。 ❖ 河川の整備や改修を行う際には、生物生息空間に配慮した整備を促進します。 ❖ ため池や湿性公園、鵜戸沼の排水路などの水辺は、貴重な親水空間として整備を促進します。
市民	❖ 里山や平地林の維持・管理活動に参加・協力します。 ❖ 間伐材など地元の木材を積極的に活用します。 ❖ 農産物直売所などを利活用し、地産地消に努めます。 ❖ 遊休農地は有効活用を図り、適正な維持管理に努めます。 ❖ 農業後継者の育成に協力します。 ❖ 山林等(特に道路脇)へのごみの投げ捨てはしません。 ❖ 減農薬や減化学肥料に努めます。
事業者	❖ 里山や平地林の維持・管理活動に参加・協力します。 ❖ 間伐材など地元の木材を積極的に活用します。 ❖ 農産物直売所や各種イベントの即売会などを利活用し、地産地消に努めます。 ❖ 小売店や飲食店では、地元の農産物を積極的に取り扱い、地産地消に努めます。 ❖ 遊休農地は有効活用を図り、適正な維持管理に努めます。 ❖ 環境負荷低減に取り組み環境にやさしい農業を目指します。 ❖ 農業後継者の育成に協力します。 ❖ 開発に当たっては、周辺の環境保全に配慮します。

(2) 自然とふれあう場の保全と創出



主な取組

市	❖ 都市公園など公園の適切な維持管理に努めます。 ❖ 街路樹の適切な維持管理に努めます。 ❖ 学校や公園など、公共施設の緑地を増やし、適切な維持管理に努めます。 ❖ 広報及びホームページを活用して、市民が緑化に取り組みやすい緑の情報を提供します。 ❖ 生け垣の設置やガーデニングなど、住宅における緑化を促進します。 ❖ 工業団地や事業所における緑化を促進します。 ❖ 美しいまちをつくるために、花いっぱい運動を推進します。 ❖ 身近な自然とふれ合える場として、水辺や自然散策のための遊歩道における親水空間の保全・整備・適切な管理を図ります。 ❖ 自然観察会など自然に親しむ機会を提供しその充実を図ります。 ❖ 身近な自然や生物の情報提供に努めます。 ❖ 市民団体や茨城県自然博物館が行う自然観察会や自然体験教室等を積極的に支援します。
市民	❖ 街路樹や公園などの身近な緑を大切にします。 ❖ 未利用地に桜などの花木を植え、桜のまちづくりに積極的に参加します。 ❖ 庭や敷地内、地域のコミュニティ施設などの緑化と適正な管理に努めます。 ❖ 地域や子供会などが実施する花いっぱい運動に参加・協力します。 ❖ 市民団体や自然博物館などが行う自然環境保全活動に参加して、鳥や植物の観察、里山体験などを行います。 ❖ 自宅周辺の自然や動植物の生態に関心を深め、身近な自然の維持に努めます。 ❖ 自然の中での遊びやレクリエーションを楽しみながら、健康づくりに努めます。 ❖ 屋敷林や所有地の保全管理に努めます。
事業者	❖ 敷地内の緑化を推進し、緑地面積の増大に努めます。 ❖ 街路樹や公園などの維持管理に参加・協力します。 ❖ 自然とふれあう場の整備や自然環境保全活動に参加・協力します。 ❖ 所有地の保全管理に努めます。

4-3 歴史的・文化的環境の保全

現況と課題

- 国指定の仏画である聖徳太子絵伝や県指定の天然記念物である沓掛の大ケヤキを始め、郷土の英雄を称えた将門まつりを盛り上げる神田ばやし、古城まつりで当時が蘇る逆井城跡、数々の神社や仏像彫刻など、貴重な有形・無形文化財が多数あり、本市の歴史や文化をしのぶことができます。今後も、文化財の保護・保存に努めることが重要です。
- 貴重な本市の歴史と文化を後世に伝えていくため、歴史と文化にふれ合う機会を創出し、市民の郷土愛を育んでいくことが必要です。

(1) 文化遺産の保護、保全



主な取組

市	❖ 文化財保全に関する啓発を強化します。 ❖ 文化財の調査、保全を推進します。
市民	❖ 地域の歴史や文化に親しみ、大切にしていきます。
事業者	❖ 事業活動においては、地域の歴史的遺産や周辺の歴史的雰囲気への保全・創出に配慮します。

(2) 歴史・文化の継承



主な取組

市	❖ 将門まつりや古城まつりなど、歴史や文化を生かした観光やまちづくりを推進します。 ❖ 文化財について普及、啓発を図るため、文化財に関する資料刊行を行います。 ❖ 文化財に関する生涯学習や学校教育、郷土資料の展示などにより、歴史や文化に親しむ機会を提供します。
市民	❖ 伝統芸能(おはやし等)の継承者(青少年)を育成します。 ❖ 文化財の保護活動へ積極的に参加します。 ❖ 歴史・文化に関するお祭りやイベント、講座などに参加します。
事業者	❖ 歴史的・文化的環境の保全に参加・協力します。 ❖ 歴史・文化に関するお祭りやイベント等へ参加・協力をします。



基本目標5 パートナーシップ

環境保全活動の環を広げ、心やすらぐまち

関連するSDGs



5-1 環境教育・環境学習の充実

現況と課題

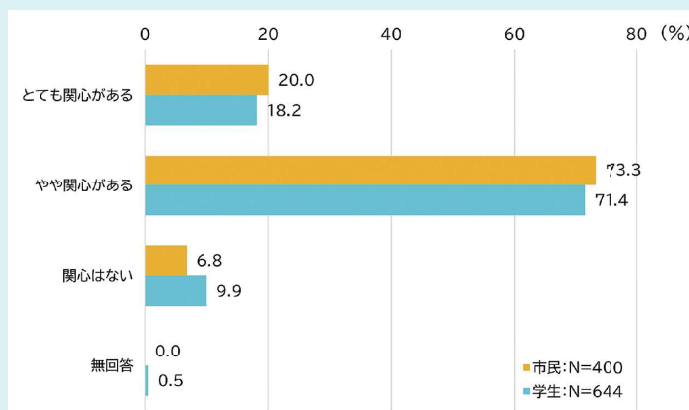
- 小中学校では、学校単位で主に地域環境を活用した環境教育計画を作成し、学習時間や学校行事等に組み込み環境教育を推進しています。
- 茨城県自然博物館やさしま少年自然の家、あすなろの里など市内又は近隣には自然環境に触れ合える施設がありますので、連携を密にして環境体験学習に取り組むことが必要です。
- 観光ボランティアにより市内の様々な歴史や自然をPRすることで、市民の環境に対する興味を高めることが必要です。
- 意識調査では、子供たちの環境問題への関心は高いものの、環境学習会や保全活動に対する参加意欲は低いため、参加しやすい活動スタイルの検討が必要です。
- 市では、年に一度リサイクルフェアを開催し、市民が楽しめる環境学習会や啓発活動に取り組んでいます。
- 市域で行われるイベントや活動を通して環境に係わる情報を広く提供し、市民が環境について学習できる機会をつくる必要があります。



市民の声

～ 環境意識調査の結果より ～

環境問題にどれくらい関心がありますか。



(1) 学校における環境教育の充実



主な取組

市	❖ 自然観察会などの体験学習を取り入れた環境学習の推進を図ります。 ❖ 市民が率先して環境学習に取り組めるよう、坂東市まちづくり出前講座の内容の充実を図ります。 ❖ リサイクルフェアにおいて環境学習を継続していきます。 ❖ 市内で行われるイベントなどで環境に係わる啓発を行います。 ❖ 参加しやすい環境学習会のスタイルを検討します。 ❖ 小中学校での環境に関する学習活動を支援します。 ❖ 子供会など子供が属する団体で、環境教育のための活動を行う際の支援を検討します。 ❖ 環境に関する絵画や作品などのコンクールを行います。
市民	❖ 学校では、PTA 活動を通して、環境情報の広報活動を強化します。 ❖ 子供会では、環境学習に役立つ行事を取り入れます。 ❖ リサイクルフェア等環境イベントへ参加します。 ❖ 自然博物館で行うイベントに親子で参加します。 ❖ 出前講座を利用し、講座で学んだことを実践します。
事業者	❖ 事業所内での環境教育に努めます。 ❖ 環境教育にも活用できるよう、職場見学の受入れをします。 ❖ 市が行う環境イベントや地域で実施される環境学習会等に積極的に参加・協力します。 ❖ 自然観察会など、自然とふれあえる場所の整備に参加・協力します。

(2) 環境活動の促進



主な取組

市	❖ 県内外の環境学習に役立つ情報を収集し、広報紙やホームページなどで市民や事業者へ広く情報を提供します。 ❖ 環境関連図書や資料等、環境情報の充実に努めます。
市民	❖ 市の広報紙やホームページなどに掲載されている環境情報を活用します。
事業者	❖ 事業所内の環境活動をPRしていきます。 ❖ 市の広報紙やホームページなどに掲載されている環境情報を活用します。

5-2 環境活動の推進

現況と課題

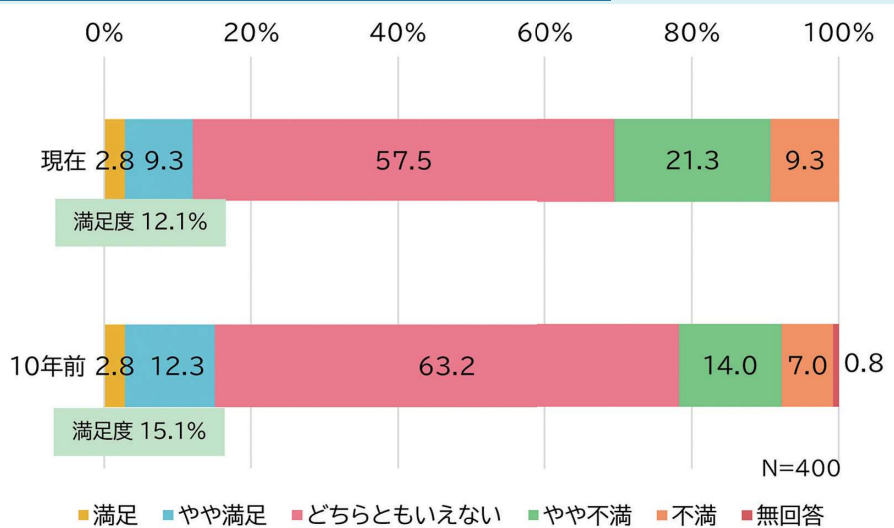
- 地域や学校での廃品回収活動、西仁連川をきれいにし隊による河川の清掃活動、母の会や地域団体による花いっぱい運動への参加など市民による環境保全活動が行われています。
- 桜のまちづくり坂東市民会議により桜の苗木の植樹や桜の里親制度の啓発活動が行われています。
- 市民が参加する市内一斉清掃「クリーン坂東」が行われています。
- 茨城県自然博物館ボランティアによる環境保護や環境美化活動が行われており、市民への啓発にもつながっています。
- 環境保全活動を促進するためには、環境保全に対する市民による意識の向上が重要です。意識調査では、環境保全に対する市民による意識の高さへの満足度が12.1%と低いものでした。今後も環境保全活動の普及・啓発に努めるとともに、より一層の情報提供や活動の支援が必要です。



～ 環境意識調査の結果より ～

坂東市の環境にどの程度満足していますか。

環境保全に対する市民の意識の高さ



※端数処理により合計が一致しない場合があります。

(1) 環境保全活動の普及・啓発



主な取組

市	❖ 市民・事業者及び関係団体が連携し、協働で環境保全活動を推進していくための組織づくりを行います。 ❖ 環境保全活動を積極的に行っている市民や団体、事業者を市報などで紹介し、活動の普及・啓発に努めます。 ❖ 事業活動では環境への負荷低減のため、事業者に対し、環境マネジメントシステムなどの導入を働きかけます。 ❖ 市の事務事業においてエコアクション21など環境マネジメントシステムの導入を検討します。
市民	❖ 学校や子供会、町内会、環境ボランティア団体等が行う環境保全活動に積極的に参加します。 ❖ 生活の中で、省エネや節水につながる環境保全活動を積極的に行います。 ❖ クリーン坂東に、子供から大人まで参加します。

(2) 環境に配慮した活動への支援



主な取組

市	❖ 市民や学校、町内会等が行う環境保全に関する活動を支援することに努めます。 ❖ 環境ボランティアやNPO等が行う環境保全に関する活動を支援することに努めます。 ❖ 環境保全活動の人材の育成に努めます。
事業者	❖ 市内で行われる環境保全活動に参加・協力します。 ❖ 市が行う環境イベント等に参加・協力します。 ❖ 事業所周辺の美化活動を始め、地域の環境保全に努めます。 ❖ 環境に関する情報を可能な範囲で公開するよう努めます。 ❖ 茨城エコ事業所への登録など、環境マネジメントシステムを導入し、環境保全に向けた推進活動の見える化を図ります。